

# 事業性融資の推進等に関する法律案新旧対照条文

## 目次

○ 公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）（附則第二十七条関係）	1
○ 健康保険法（大正十一年法律第七十号）（附則第二十八条関係）	2
○ 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）（附則第二十九条関係）	3
○ 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）（附則第三十条関係）	4
○ 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）（附則第三十一条関係）	6
○ 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）（附則第三十二条関係）	9
○ 国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）（附則第三十二条関係）	10
○ 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（附則第三十三条関係）	11
○ 酒税法（昭和二十八年法律第六号）（附則第三十四条関係）	14
○ 揮発油税法（昭和三十二年法律第五十五号）（附則第三十四条関係）	15
○ 国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）（附則第三十四条関係）	16
○ 石油ガス税法（昭和四十年法律第五十六号）（附則第三十四条関係）	17
○ 石油石炭税法（昭和五十三年法律第二十五号）（附則第三十四条関係）	18
○ たばこ税法（昭和五十九年法律七十二号）（附則第三十四条関係）	19
○ 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五十五号）（附則第三十五条関係）	20
○ 国の債権の管理等に関する法律（昭和三十一年法律第一百十四号）（附則第三十六条関係）	21

○ 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和三十三年法律第九十八号）（附則第三十七条関係）	22
○ 新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第三百三十四号）（附則第三十七条関係）	23
○ 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十九年法律第四百十五号）（附則第三十七条関係）	24
○ 流通業務市街地の整備に関する法律（昭和四十一年法律第一百十号）（附則第三十七条関係）	25
○ 新都市基盤整備法（昭和四十七年法律第八十六号）（附則第三十七条関係）	26
○ 国税徴収法（昭和三十四年法律第四百七十七号）（附則第三十八条関係）	27
○ 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（附則第三十九条関係）	30
○ 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）（附則第四十条関係）	32
○ 森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）（附則第四十一条関係）	34
○ 一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成十年法律第三百三十七号）（附則第四十二条関係）	42
○ 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第一百一号）（附則第四十三条関係）	43
○ 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第一百一号）（附則第四十四条関係）	45
○ 信託業法（平成十六年法律第五百五十四号）（附則第四十五条関係）	47
○ 民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第五十三号）（附則第四十六条関係）	54
○ 金融庁設置法（平成十年法律第三百三十号）（附則第四十七条関係）	57

改正案	現行
<p>第二十七条 第二十二條第二項ノ告示ノ日ヨリ起算シ十年間ハ第二十四條第一項ノ規定ニ依リ埋立地ノ所有權ヲ取得シタル者又ハ其ノ一般承継人当該埋立地ニ付所有權ヲ移轉シ又ハ地上權、質權、使用貸借ニ依ル權利若ハ賃貸借其ノ他ノ使用及収益ヲ目的トスル權利ヲ設定セムトスルトキハ当該移轉又ハ設定ノ当事者ハ国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ都道府県知事ノ許可ヲ受クベシ但シ左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ此ノ限ニ在ラズ</p> <p>一 (略)</p> <p>二 滞納処分、強制執行、担保權ノ実行トシテノ競売（其ノ例ニ依ル競売ヲ含ム）、<u>企業担保權ノ実行又ハ企業価値担保權ノ実行ニ因リ權利ガ移轉スルトキ</u></p> <p>三 (略)</p> <p>②・③ (略)</p>	<p>第二十七条 第二十二條第二項ノ告示ノ日ヨリ起算シ十年間ハ第二十四條第一項ノ規定ニ依リ埋立地ノ所有權ヲ取得シタル者又ハ其ノ一般承継人当該埋立地ニ付所有權ヲ移轉シ又ハ地上權、質權、使用貸借ニ依ル權利若ハ賃貸借其ノ他ノ使用及収益ヲ目的トスル權利ヲ設定セムトスルトキハ当該移轉又ハ設定ノ当事者ハ国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ都道府県知事ノ許可ヲ受クベシ但シ左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ此ノ限ニ在ラズ</p> <p>一 (略)</p> <p>二 滞納処分、強制執行、担保權ノ実行トシテノ競売（其ノ例ニ依ル競売ヲ含ム）<u>又ハ企業担保權ノ実行ニ因リ權利ガ移轉スルトキ</u></p> <p>三 (略)</p> <p>②・③ (略)</p>

改正案	現行
<p>（保険料の繰上徴収）</p> <p>第七十二条 保険料は、次に掲げる場合においては、納期前であつても、<u>全</u>て徴収することができる。</p> <p>一 納付義務者が、次のいずれかに該当する場合</p> <p>イ〜ニ (略)</p> <p>ホ <u>企業価値担保権の</u>実行手続の開始があつたとき。</p> <p>ヘ (略)</p> <p>二・三 (略)</p>	<p>（保険料の繰上徴収）</p> <p>第七十二条 保険料は、次に掲げる場合においては、納期前であつても、<u>す</u>べて徴収することができる。</p> <p>一 納付義務者が、次のいずれかに該当する場合</p> <p>イ〜ニ (略)</p> <p>ホ (新設)</p> <p>ヘ (略)</p> <p>二・三 (略)</p>

改正案	現行
<p>（保険料の繰上徴収）</p> <p>第三百三十一条 保険料は、次に掲げる場合においては、納期前であつても、<u>全</u>て徴収することができる。</p> <p>一 納付義務者が、次のいずれかに該当する場合</p> <p>イ〜ニ (略)</p> <p>ホ 企業価値担保権の実行手続の開始があつたとき。</p> <p>ヘ (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>（保険料の繰上徴収）</p> <p>第三百三十一条 保険料は、次に掲げる場合においては、納期前であつても、<u>す</u>べて徴収することができる。</p> <p>一 納付義務者が、次のいずれかに該当する場合</p> <p>イ〜ニ (略)</p> <p>ホ (新設)</p> <p>ヘ (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>2 (略)</p>

改正案	現行
<p>第七十条の三（略）</p> <p>②③④（略）</p> <p>⑤ 新設分割については、第四十六条、第四十八条の二、第四十九条、第五十条第一項及び第二項、第六十五条の三、第六十五条の四第二項、第六十六条、第六十七条並びに第六十八条の二、<u>民法第三百九十八条の十並びに事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第 号）第二十六条第一項の規定を準用する。</u>この場合において、第四十九条第二項第一号中「出資一口の金額の減少の内容」とあるのは「新設分割をする旨」と、同条第三項中「催告」とあるのは「催告（不法行為によつて生じた債務の債権者に対するものを除く。）」と、第六十五条の三第一項中「第六十五条第一項の合併契約」とあるのは「新設分割計画」と、同項第二号中「合併後存続する組合」とあるのは「新設分割組合」と、同号イ中「第六十五条第一項」とあるのは「第七十条の三第一項」と、「前条第一項」とあるのは「第七十条の四第一項」と、同項第三号中「合併によつて設立する組合」とあるのは「新設分割設立組合」と、第六十五条の四第二項中「合併後存続する組合」とあるのは「新設分割組合」と、同項ただし書中「第六十五条の二第一項」とあるのは「</p>	<p>第七十条の三（略）</p> <p>②③④（略）</p> <p>⑤ 新設分割については、第四十六条、第四十八条の二、第四十九条、第五十条第一項及び第二項、第六十五条の三、第六十五条の四第二項、第六十六条、第六十七条並びに第六十八条の二並びに<u>民法第三百九十八条の十の規定を準用する。</u>この場合において、第四十九条第二項第一号中「出資一口の金額の減少の内容」とあるのは「新設分割をする旨」と、同条第三項中「催告」とあるのは「催告（不法行為によつて生じた債務の債権者に対するものを除く。）」と、第六十五条の三第一項中「第六十五条第一項の合併契約」とあるのは「新設分割計画」と、同項第二号中「合併後存続する組合」とあるのは「新設分割組合」と、同号イ中「第六十五条第一項」とあるのは「第七十条の三第一項」と、「前条第一項」とあるのは「第七十条の四第一項」と、同項第三号中「合併によつて設立する組合」とあるのは「新設分割設立組合」と、第六十五条の四第二項中「合併後存続する組合」とあるのは「新設分割組合」と、同項ただし書中「第六十五条の二第一項」とあるのは「第七十条の四第一項」と、第六十六条第一項中「合併によつて設立する組合」とあ</p>

第七十条の四第一項」と、第六十六条第一項中「合併によつて設立する組合」とあり、及び第六十七条中「合併後存続する組合又は合併によつて設立する組合」とあるのは「新設分割設立組合」と、第六十八条の二第一項中「合併後存続する組合又は合併によつて設立した組合の理事は」とあるのは「新設分割組合及び新設分割設立組合の理事は、共同で」と、「これらの組合が承継した合併によつて消滅した組合」とあるのは「新設分割設立組合が承継した新設分割組合」と、同条第三項及び第四項中「組合員及び組合の債権者」とあるのは「組合員、組合の債権者その他の利害関係人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

り、及び第六十七条中「合併後存続する組合又は合併によつて設立する組合」とあるのは「新設分割設立組合」と、第六十八条の二第一項中「合併後存続する組合又は合併によつて設立した組合の理事は」とあるのは「新設分割組合及び新設分割設立組合の理事は、共同で」と、「これらの組合が承継した合併によつて消滅した組合」とあるのは「新設分割設立組合が承継した新設分割組合」と、同条第三項及び第四項中「組合員及び組合の債権者」とあるのは「組合員、組合の債権者その他の利害関係人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

改正案	現行
<p>（登録の拒否）</p> <p>第二十九条の四 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうち虚偽の記載若しくは記録があり、若しくは重要な事実の記載若しくは記録が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一 次のいずれかに該当する者</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ この法律、担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）、商品先物取引法、投資信託及び投資法人に関する法律、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）、割賦販売法（昭和三十六年法律第五十九号）、貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）、預託等取引に関する法律（昭和六十一年法律第六十二号）、商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）、不動産特定共同事業法、資産の流動化に関する法律、金融業者の</p>	<p>（登録の拒否）</p> <p>第二十九条の四 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうち虚偽の記載若しくは記録があり、若しくは重要な事実の記載若しくは記録が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一 次のいずれかに該当する者</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ この法律、担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）、商品先物取引法、投資信託及び投資法人に関する法律、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）、割賦販売法（昭和三十六年法律第五十九号）、貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）、預託等取引に関する法律（昭和六十一年法律第六十二号）、商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）、不動産特定共同事業法、資産の流動化に関する法律、金融業者の</p>

貸付業務のための社債の発行等に関する法律（平成十一年法律第三十二号）、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律、信託業法（平成十六年法律第五十四号）、資金決済に関する法律、事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第 号）その他政令で定める法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

二〇〇へ（略）

一の二〇七（略）

2〇6（略）

（金融機関の登録の拒否等）

第三十三条の五 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうちに虚偽の記載若しくは記録があり、若しくは重要な事実の記載若しくは記録が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一（略）

二 この法律、担保付社債信託法、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、商品先物取引法、投資信託及び投資法人に

貸付業務のための社債の発行等に関する法律（平成十一年法律第三十二号）、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律、信託業法（平成十六年法律第五十四号）、資金決済に関する法律その他政令で定める法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

二〇〇へ（略）

一の二〇七（略）

2〇6（略）

（金融機関の登録の拒否等）

第三十三条の五 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうちに虚偽の記載若しくは記録があり、若しくは重要な事実の記載若しくは記録が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一（略）

二 この法律、担保付社債信託法、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、商品先物取引法、投資信託及び投資法人に

関する法律、宅地建物取引業法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律、割賦販売法、貸金業法、預託等取引に関する法律、商品投資に係る事業の規制に関する法律、不動産特定共同事業法、資産の流動化に関する法律、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律、信託業法、資金決済に関する法律、事業性融資の推進等に関する法律その他政令で定める法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わる、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

三〇五 (略)

2 (略)

関する法律、宅地建物取引業法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律、割賦販売法、貸金業法、預託等取引に関する法律、商品投資に係る事業の規制に関する法律、不動産特定共同事業法、資産の流動化に関する法律、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律、信託業法、資金決済に関する法律その他政令で定める法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わる、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

三〇五 (略)

2 (略)

改正案	現行
<p>第六十二条の二 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三百九十八条の九第三項から第五項まで並びに第三百九十八条の十第一項及び第二項並びに事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第 号）第二十六条第一項の規定は、この款の規定により医療法人が分割をする場合について準用する。この場合において、民法第三百九十八条の九第三項中「前二項」とあるのは「医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第六十二条の二において準用する次条第一項又は第二項」と、「前項」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。</p>	<p>第六十二条の二 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三百九十八条の九第三項から第五項まで並びに第三百九十八条の十第一項及び第二項の規定は、この款の規定により医療法人が分割をする場合について準用する。この場合において、同法第三百九十八条の九第三項中「前二項」とあるのは「医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第六十二条の二において準用する次条第一項又は第二項」と、「前項」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。</p>

改正案	現行
<p>第三百三十七条の三の十四 民法第三百九十八条の九第三項から第五項まで並びに第三百九十八条の十第一項及び第二項並びに事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第 号）第二十六条第一項の規定は、前目の規定により吸収分割基金が吸収分割をする場合について準用する。この場合において、民法第三百九十八条の九第三項中「前二項」とあるのは、「国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）第三百三十七条の三の十四において準用する次条第一項又は第二項」と読み替えるものとする。</p>	<p>第三百三十七条の三の十四 民法第三百九十八条の九第三項から第五項まで並びに第三百九十八条の十第一項及び第二項の規定は、前目の規定により吸収分割基金が吸収分割をする場合について準用する。この場合において、同法第三百九十八条の九第三項中「前二項」とあるのは、「国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）第三百三十七条の三の十四において準用する次条第一項又は第二項」と読み替えるものとする。</p>

改正案	現行
<p>（繰上徴収）</p> <p>第十三条の二 地方団体の長は、次の各号のいずれかに該当するときは、既に納付又は納入の義務の確定した地方団体の徴収金（第三号に該当する場合には、その納付し、又は納入する義務が信託財産責任負担債務であるものを除く。）でその納期限においてその全額を徴収することができないと認められるものに限り、その納期限前においても、その繰上徴収をすることができるとができる。</p> <p>一 納税者又は特別徴収義務者の財産につき滞納処分（その例による処分を含む。）<u>、強制執行、担保権の実行としての競売、企業担保権の実行手続、企業価値担保権の実行手続又は破産手続（以下「強制換価手続」という。）</u>が開始されたとき（仮登記担保契約に関する法律（昭和五十三年法律第七十八号）<u>第二条第一項（同法第二十条において準用する場合を含む。）</u>の規定による通知がされたときを含む。）。</p> <p>二〃六 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（直接の滞納処分費の優先）</p>	<p>（繰上徴収）</p> <p>第十三条の二 地方団体の長は、次の各号のいずれかに該当するときは、既に納付又は納入の義務の確定した地方団体の徴収金（第三号に該当する場合には、その納付し、又は納入する義務が信託財産責任負担債務であるものを除く。）でその納期限においてその全額を徴収することができないと認められるものに限り、その納期限前においても、その繰上徴収をすることができるとができる。</p> <p>一 納税者又は特別徴収義務者の財産につき滞納処分（その例による処分を含む。）<u>、強制執行、担保権の実行としての競売、企業担保権の実行手続又は破産手続（以下「強制換価手続」という。）</u>が開始されたとき（仮登記担保契約に関する法律（昭和五十三年法律第七十八号）<u>第二条第一項（同法第二十条において準用する場合を含む。）</u>の規定による通知がされたときを含む。）。</p> <p>二〃六 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（直接の滞納処分費の優先）</p>

第十四条の三 納税者又は特別徴収義務者の財産を地方団体の徴収金の滞納処分により換価したときは、その滞納処分に係る滞納処分費（督促手数料を含む。第十四条の五第二項及び第十四条の二十において同じ。）は、次条、第十四条の八から第十四条の十一まで、第十四条の十二の二第一項、第十四条の十三から第十四条の十五まで及び第十四条の十七の規定にかかわらず、その換価代金につき、他の地方団体の徴収金、国税その他の債権に先立つて徴収する。

（強制換価の場合の道府県たばこ税等の優先）

第十四条の四 第十三条の三の規定により徴収する地方団体の徴収金は、第十四条の六から第十四条の十一まで、第十四条の十二の二第一項及び第十四条の十三から第十四条の十五までの規定にかかわらず、その徴収の基因となつた売渡し又は引取り等に係る物件の換価代金につき、他の地方団体の徴収金、国税その他の債権に先立つて徴収する。

（法定納期限等以前に設定された企業価値担保権の優先等）

第十四条の十二の二 納税者又は特別徴収義務者が地方団体の徴収金の法定納期限等以前にその財産上に企業価値担保権を設定しているときは、その地方団体の徴収金は、その換価代金につき、その企業価値担保権により担保される債権に次いで徴収す

第十四条の三 納税者又は特別徴収義務者の財産を地方団体の徴収金の滞納処分により換価したときは、その滞納処分に係る滞納処分費（督促手数料を含む。第十四条の五第二項及び第十四条の二十において同じ。）は、次条、第十四条の八から第十四条の十一まで、第十四条の十三から第十四条の十五まで及び第十四条の十七の規定にかかわらず、その換価代金につき、他の地方団体の徴収金、国税その他の債権に先立つて徴収する。

（強制換価の場合の道府県たばこ税等の優先）

第十四条の四 第十三条の三の規定により徴収する地方団体の徴収金は、第十四条の六から第十四条の十一まで及び第十四条の十三から第十四条の十五までの規定にかかわらず、その徴収の基因となつた売渡し又は引取り等に係る物件の換価代金につき、他の地方団体の徴収金、国税その他の債権に先立つて徴収する。

（新設）

る。

2 前項の規定に基づき地方団体の徴収金に先立つ企業価値担保権により担保される事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第 号）第六条第四項に規定する特定被担保債権の元本の金額は、その企業価値担保権者がその地方団体の徴収金に係る差押え又は交付要求の通知を受けた時における債権額を限度とする。ただし、その地方団体の徴収金に優先する他の債権を有する者の権利を害することとなるときは、この限りでない。

改正案	現行
<p>（移出又は引取り等とみなす場合）</p> <p>第六条の三 次の各号のいずれかに該当するときは、その該当することとなつた時に当該酒類又は酒母若しくはもろみ（以下この条及び第十条第三号において「酒類等」という。）をその製造場から移出したものとみなす。ただし、第四号の場合において、第二十八条第一項の規定の適用を受けて酒類の製造場から移出する当該酒類については、この限りでない。</p> <p>一〜三 （略）</p> <p>四 酒類等の製造場に現存する酒類等（既に第二号（ただし書を除く。）又は前号の規定の適用を受けた酒類等を除く。）が滞納処分（その例による処分を含む。）<u>、強制執行、担保権の実行としての競売、企業担保権の実行手続、企業価値担保権の実行手続又は破産手続により換価されたとき。</u></p> <p>2〜5 （略）</p>	<p>（移出又は引取り等とみなす場合）</p> <p>第六条の三 次の各号のいずれかに該当するときは、その該当することとなつた時に当該酒類又は酒母若しくはもろみ（以下この条及び第十条第三号において「酒類等」という。）をその製造場から移出したものとみなす。ただし、第四号の場合において、第二十八条第一項の規定の適用を受けて酒類の製造場から移出する当該酒類については、この限りでない。</p> <p>一〜三 （略）</p> <p>四 酒類等の製造場に現存する酒類等（既に第二号（ただし書を除く。）又は前号の規定の適用を受けた酒類等を除く。）が滞納処分（その例による処分を含む。）<u>、強制執行、担保権の実行としての競売、企業担保権の実行手続又は破産手続により換価されたとき。</u></p> <p>2〜5 （略）</p>

改正案	現行
<p>（移出又は引取等とみなす場合）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 揮発油の製造場に現存する揮発油が滞納処分（その例による処分を含む。）<u>、強制執行、担保権の実行としての競売、企業担保権の実行手続、企業価値担保権の実行手続又は破産手続により換価される場合には、当該製造者がその換価の時に当該揮発油をその製造場から移出したものとみなす。</u></p> <p>4・5（略）</p>	<p>（移出又は引取等とみなす場合）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 揮発油の製造場に現存する揮発油が滞納処分（その例による処分を含む。）<u>、強制執行、担保権の実行としての競売、企業担保権の実行手続又は破産手続により換価される場合には、当該製造者がその換価の時に当該揮発油をその製造場から移出したものとみなす。</u></p> <p>4・5（略）</p>

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〜九 （略）</p> <p>十 強制換価手続 滞納処分（その例による処分を含む。）、強制執行、担保権の実行としての競売、企業担保権の実行手続、<u>企業価値担保権の実行手続及び破産手続をいう。</u></p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〜九 （略）</p> <p>十 強制換価手続 滞納処分（その例による処分を含む。）、強制執行、担保権の実行としての競売、企業担保権の実行手続及び破産手続をいう。</p>

改正案	現行
<p>（移出又は引取り等とみなす場合）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 石油ガスの充てん場に現存する課税石油ガスが滞納処分（その例による処分を含む。）、強制執行、担保権の実行としての競売、企業担保権の実行手続、企業価値担保権の実行手続又は破産手続により換価される場合には、当該石油ガスの充てん者がその換価の時に当該課税石油ガスをその石油ガスの充てん場から移出したものとみなす。</p> <p>4・5（略）</p>	<p>（移出又は引取り等とみなす場合）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 石油ガスの充てん場に現存する課税石油ガスが滞納処分（その例による処分を含む。）、強制執行、担保権の実行としての競売、企業担保権の実行手続又は破産手続により換価される場合には、当該石油ガスの充てん者がその換価の時に当該課税石油ガスをその石油ガスの充てん場から移出したものとみなす。</p> <p>4・5（略）</p>

改正案	現行
<p>（移出又は引取り等とみなす場合）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取場に現存する原油、ガス状炭化水素又は石炭が滞納処分（その例による処分を含む。）                      ）、強制執行、担保権の実行としての競売、企業担保権の実行                      手続、<u>企業価値担保権の実行手続又は破産手続により換価される場合には</u>、当該採取者がその換価の時に当該原油、ガス状炭化水素又は石炭をその採取場から移出したものとみなす。</p> <p>4・5（略）</p>	<p>（移出又は引取り等とみなす場合）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取場に現存する原油、ガス状炭化水素又は石炭が滞納処分（その例による処分を含む。）                      ）、強制執行、担保権の実行としての競売、企業担保権の実行                      手続又は破産手続により換価される場合には、当該採取者がその換価の時に当該原油、ガス状炭化水素又は石炭をその採取場から移出したものとみなす。</p> <p>4・5（略）</p>

改正案	現行
<p>（移出又は引取り等とみなす場合）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 製造たばこの製造者の製造場に現存する製造たばこが滞納処分（その例による処分を含む。）、強制執行、担保権の実行としての競売、企業担保権の実行手続、<u>企業価値担保権の実行手続又は破産手続により換価された場合には、当該製造者がその換価の時に当該製造たばこをその製造場から移出したものとみなす。</u></p> <p>4・5（略）</p>	<p>（移出又は引取り等とみなす場合）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 製造たばこの製造者の製造場に現存する製造たばこが滞納処分（その例による処分を含む。）、強制執行、担保権の実行としての競売、企業担保権の実行手続又は破産手続により換価された場合には、当該製造者がその換価の時に当該製造たばこをその製造場から移出したものとみなす。</p> <p>4・5（略）</p>

改正案	現行
<p>（保険料の繰上徴収）</p> <p>第八十五条 保険料は、次の各号に掲げる場合においては、納期前であつても、<u>全て</u>徴収することができる。</p> <p>一 納付義務者が、次のいずれかに該当する場合</p> <p>イ〜ニ (略)</p> <p>ホ <u>企業価値担保権の</u>実行手続の開始があつたとき。</p> <p>ヘ (略)</p> <p>二〜四 (略)</p>	<p>（保険料の繰上徴収）</p> <p>第八十五条 保険料は、次の各号に掲げる場合においては、納期前であつても、<u>すべて</u>徴収することができる。</p> <p>一 納付義務者が、次のいずれかに該当する場合</p> <p>イ〜ニ (略)</p> <p>ホ (新設)</p> <p>ヘ (略)</p> <p>二〜四 (略)</p>

○ 国の債権の管理等に関する法律（昭和三十一年法律第百十四号）

（附則第三十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（債権の申出）</p> <p>第十七条 歳入徴収官等は、その所掌に属する債権について、次に掲げる理由が生じたことを知つた場合において、法令の規定により国が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置をとらなければならない。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 債務者の財産について企業価値担保権の実行手続の開始があつたこと。</p> <p>七～九 （略）</p>	<p>（債権の申出）</p> <p>第十七条 歳入徴収官等は、その所掌に属する債権について、次に掲げる理由が生じたことを知つた場合において、法令の規定により国が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置をとらなければならない。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>六～八 （略）</p>

○ 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和三十三年法律第九十八号）（附則第三十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（造成工場敷地に関する権利の処分の制限）</p> <p>第二十五条 第十九条第二項の公告の日の翌日から起算して十年間は、造成工場敷地の所有権、地上権、質権、使用貸借による権利又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転については、国土交通省令で定めるところにより、当事者が施行者であつた者の長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 滞納処分、強制執行、担保権の実行としての競売（その例による競売を含む。）<u>企業担保権の実行又は企業価値担保権の実行により当該権利が移転する場合</u></p> <p>三 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（造成工場敷地に関する権利の処分の制限）</p> <p>第二十五条 第十九条第二項の公告の日の翌日から起算して十年間は、造成工場敷地の所有権、地上権、質権、使用貸借による権利又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転については、国土交通省令で定めるところにより、当事者が施行者であつた者の長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 滞納処分、強制執行、担保権の実行としての競売（その例による競売を含む。）<u>又は企業担保権の実行により当該権利が移転する場合</u></p> <p>三 （略）</p> <p>2 （略）</p>

改正案	現行
<p>（造成宅地等に関する権利の処分の制限）</p> <p>第三十二条 第二十七条第二項の公告の日の翌日から起算して十年間は、造成宅地等又は造成宅地等である宅地の上に建築された建築物に関する所有権、地上権、質権、使用貸借による権利又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転については、国土交通省令で定めるところにより、当事者が都道府県知事の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 滞納処分、強制執行、担保権の実行としての競売（その例による競売を含む。）<u>企業担保権の実行又は企業価値担保権の実行により当該権利が移転する場合</u></p> <p>四・五 （略）</p> <p>2 3 4 （略）</p>	<p>（造成宅地等に関する権利の処分の制限）</p> <p>第三十二条 第二十七条第二項の公告の日の翌日から起算して十年間は、造成宅地等又は造成宅地等である宅地の上に建築された建築物に関する所有権、地上権、質権、使用貸借による権利又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転については、国土交通省令で定めるところにより、当事者が都道府県知事の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 滞納処分、強制執行、担保権の実行としての競売（その例による競売を含む。）<u>又は企業担保権の実行により当該権利が移転する場合</u></p> <p>四・五 （略）</p> <p>2 3 4 （略）</p>

○ 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十九年法律第四百十五号）（附則第三十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（造成工場敷地に関する権利の処分の制限）</p> <p>第三十四条 第二十六条第二項の公告の日の翌日から起算して十年間は、造成工場敷地の所有権、地上権、質権、使用貸借による権利又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転については、国土交通省令で定めるところにより、当事者が施行者であつた者の長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 滞納処分、強制執行、担保権の実行としての競売（その例による競売を含む。）<u>、企業担保権の実行又は企業価値担保権の実行により当該権利が移転する場合</u></p> <p>三 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（造成工場敷地に関する権利の処分の制限）</p> <p>第三十四条 第二十六条第二項の公告の日の翌日から起算して十年間は、造成工場敷地の所有権、地上権、質権、使用貸借による権利又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転については、国土交通省令で定めるところにより、当事者が施行者であつた者の長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 滞納処分、強制執行、担保権の実行としての競売（その例による競売を含む。）<u>又は企業担保権の実行により当該権利が移転する場合</u></p> <p>三 （略）</p> <p>2 （略）</p>

改正案	現行
<p>（造成敷地等に関する権利の処分の制限）</p> <p>第三十八条 第三十条第二項の公告の日の翌日から起算して十年間は、造成敷地等又は造成敷地等である敷地の上に建設された流通業務施設又は公益的施設に関する所有権、地上権、質権、使用貸借による権利又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転については、国土交通省令で定めるところにより、当事者が都道府県知事の承認を受けなければならない。ただし、次の各号の一に掲げる場合は、この限りではない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 滞納処分、強制執行、担保権の実行としての競売（その例による競売を含む。）<u>、企業担保権の実行又は企業価値担保権の実行により当該権利が移転する場合</u></p> <p>四・五 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（造成敷地等に関する権利の処分の制限）</p> <p>第三十八条 第三十条第二項の公告の日の翌日から起算して十年間は、造成敷地等又は造成敷地等である敷地の上に建設された流通業務施設又は公益的施設に関する所有権、地上権、質権、使用貸借による権利又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転については、国土交通省令で定めるところにより、当事者が都道府県知事の承認を受けなければならない。ただし、次の各号の一に掲げる場合は、この限りではない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 滞納処分、強制執行、担保権の実行としての競売（その例による競売を含む。）<u>又は企業担保権の実行により当該権利が移転する場合</u></p> <p>四・五 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>

改正案	現行
<p>（開発誘導地区内の土地等に関する権利の処分の制限）</p> <p>第五十一条 第四十一条において準用する土地区画整理法第三百条第四項の規定による公告の日の翌日から十年間は、開発誘導地区内の土地（工業団地造成事業を施行すべき土地を除く。以下この項において同じ。）又は当該土地の上に建築された建築物に関する所有権、地上権、質権、使用貸借による権利又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転については、国土交通省令で定めるところにより、当事者が都道府県知事の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 滞納処分、強制執行、担保権の執行としての競売（その例による競売を含む。）<u>企業担保権の執行又は企業価値担保権の移行により当該権利が移転する場合</u></p> <p>四 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（開発誘導地区内の土地等に関する権利の処分の制限）</p> <p>第五十一条 第四十一条において準用する土地区画整理法第三百条第四項の規定による公告の日の翌日から十年間は、開発誘導地区内の土地（工業団地造成事業を施行すべき土地を除く。以下この項において同じ。）又は当該土地の上に建築された建築物に関する所有権、地上権、質権、使用貸借による権利又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転については、国土交通省令で定めるところにより、当事者が都道府県知事の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 滞納処分、強制執行、担保権の執行としての競売（その例による競売を含む。）<u>又は企業担保権の移行により当該権利が移転する場合</u></p> <p>四 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〇十一 （略）</p> <p>十二 強制換価手続 滞納処分（その例による処分を含む。以下同じ。）<u>、強制執行、担保権の実行としての競売、企業担保権の実行手続、企業価値担保権の実行手続及び破産手続をいう。</u></p> <p>十三 （略）</p> <p>（直接の滞納処分費の優先）</p> <p>第十条 納税者の財産を国税の滞納処分により換価したときは、その滞納処分に係る滞納処分費は、<u>次条、第十四条から第十七条まで（担保を徴した国税の優先等）、第十八条の二第一項（法定納期限等以前に設定された企業価値担保権の優先等）、第十九条から第二十一条まで（先取特権等の優先）及び第二十三条（法定納期限等以前にされた仮登記により担保される債権の優先等）の規定にかかわらず、その換価代金につき、他の国税、地方税その他の債権に先立つて徴収する。</u></p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〇十一 （略）</p> <p>十二 強制換価手続 滞納処分（その例による処分を含む。以下同じ。）<u>、強制執行、担保権の実行としての競売、企業担保権の実行手続及び破産手続をいう。</u></p> <p>十三 （略）</p> <p>（直接の滞納処分費の優先）</p> <p>第十条 納税者の財産を国税の滞納処分により換価したときは、その滞納処分に係る滞納処分費は、<u>次条、第十四条から第十七条まで（担保を徴した国税の優先等）、第十九条から第二十一条まで（先取特権等の優先）及び第二十三条（法定納期限等以前にされた仮登記により担保される債権の優先等）の規定にかかわらず、その換価代金につき、他の国税、地方税その他の債権に先立つて徴収する。</u></p>

(強制換価の場合の消費税等の優先)

第十一条 国税通則法第三十九条(強制換価の場合の消費税等の徴収の特例)又は輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)第八条第一項第三号若しくは第七号(公売又は売却等の場合における内国消費税の徴収)の規定により徴収する消費税等(その滞納処分費を含む。)は、次条から第十七条まで(差押先着手による国税の優先等)、第十八条の二第一項(法定納期限等以前に設定された企業価値担保権の優先等)及び第十九条から第二十一条まで(先取特権等の優先)の規定にかかわらず、その徴収の基因となつた移出又は公売若しくは売却に係る物品の換価代金につき、他の国税、地方税その他の債権に先立つて徴収する。

(法定納期限等以前に設定された企業価値担保権の優先等)

第十八条の二 納税者が国税の法定納期限等以前にその財産上に企業価値担保権を設定しているときは、その国税は、その換価代金につき、その企業価値担保権により担保される債権に次いで徴収する。

2| 前項の規定に基づき国税に先立つ企業価値担保権により担保される事業性融資の推進等に関する法律(令和六年法律第|  
号)第六条第四項(定義)に規定する特定被担保債権の元本

(強制換価の場合の消費税等の優先)

第十一条 国税通則法第三十九条(強制換価の場合の消費税等の徴収の特例)又は輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)第八条第一項第三号若しくは第七号(公売又は売却等の場合における内国消費税の徴収)の規定により徴収する消費税等(その滞納処分費を含む。)は、次条から第十七条まで(差押先着手による国税の優先等)及び第十九条から第二十一条まで(先取特権等の優先)の規定にかかわらず、その徴収の基因となつた移出又は公売若しくは売却に係る物品の換価代金につき、他の国税、地方税その他の債権に先だつて徴収する。

(新設)

の金額は、その企業価値担保権者がその国税に係る差押え又は  
交付要求の通知を受けた時における債権額を限度とする。ただ  
し、その国税に優先する他の債権を有する者の権利を害するこ  
ととなるときは、この限りでない。

○ 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（附則第三十九条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十条の五関係）</p> <p>登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項</p> <p>一〇六（略）</p> <p>六の二 企業価値担保権の登記（企業価値担保権の信託の登記を含む。）</p>			
		課税標準	税率
<p>(一) 企業価値担保権の設定の登記</p> <p>企業価値担保権の 件数</p> <p>企業価値 一件につ</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p>(二) 企業価値担保権の移転の登記</p> <p>企業価値担保権の 件数</p> <p>企業価値 一件につ</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p>(三) 企業価値担保権の順位の変更の登記</p> <p>企業価値担保権の 件数</p> <p>企業価値 一件につ</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p>(四) 信託の登記</p> <p>企業価値 一件につ</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

四十二 百六十 (略)	三十九の二 企業価値担保権に関する信託業務の免許 事業性融資の推進等に関する法律(令和六年法律第 号) 第三十二条(免許)の企業価値担保権に関する信託業務の免許	免許件数 一件につき 十五万 円	七十三十九 (略)	(五) 付記登記、抹消された登記の回復の登記又は登記事項の更正若しくは変更の登記(これらの登記のうち(一)から(四)までに掲げるものを除く。) (六) 登記の抹消	担保権の 件数 申請件数	一件につき 六千円	一件につき 六千円
	四十三 百六十 (略)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

○ 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）（附則第四十条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

別表第一（第三条、第四条関係）	
項	欄
一〇（略）	上
一一	破産手続開始の申立て（債権者がするものに限る。）、更生手続開始の申立て、特別清算開始の申立て、外国倒産処理手続の承認の申立て、責任制限手続開始の申立て、 <u>責任制限手続拡張の申立て</u> 、 <u>企業担保権の実行の申立て又は企業価値担保権の実行の申立て</u>
	二万円
一七	イハ（略） ニ 参加（破産法、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）、会社更生法（平成十四年法律第五十四号）、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（
	五百円

別表第一（第三条、第四条関係）	
項	欄
一〇（略）	上
一一	破産手続開始の申立て（債権者がするものに限る。）、更生手続開始の申立て、特別清算開始の申立て、外国倒産処理手続の承認の申立て、責任制限手続開始の申立て、 <u>責任制限手続拡張の申立て</u> 、 <u>企業担保権の実行の申立て</u>
	二万円
一七	イハ（略） ニ 参加（破産法、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）、会社更生法（平成十四年法律第五十四号）、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（
	五百円

<p>(略)</p> <p>一八・一九 (略)</p>	<p>平成八年法律第九十五号) 、事業性融資の推進等に関する法律(令和六年法律第九号)、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律(昭和五十年法律第九十四号)又は船舶油濁等損害賠償保障法(昭和五十年法律第九十五号)の規定による参加及び七の項、一三の項、一五の項、一五の二の項又は一六の項に掲げる参加を除く。)の申出又は申立て</p>
	<p>ホクト (略)</p>
<p>(略)</p> <p>一八・一九 (略)</p>	<p>平成八年法律第九十五号) 、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律(昭和五十年法律第九十四号)又は船舶油濁等損害賠償保障法(昭和五十年法律第九十五号)の規定による参加及び七の項、一三の項、一五の項、一五の二の項又は一六の項に掲げる参加を除く。)の申出又は申立て</p>
	<p>ホクト (略)</p>

改正案	現行
<p>（準用規定等）</p> <p>第八十八条の五 第六十五条の二、第六十六条、第六十七条第一項及び第二項、第八十四条の三（第一項第三号を除く。）、第八十四条の四、第八十六条並びに第八十七条の二、<u>民法第三百九十八条の十並びに事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第 号）第二十六条第一項の規定は、吸収分割について準用する。この場合において、第六十六条及び第六十七条第二項中「出資組合」とあるのは「出資組合又は出資連合会」と、第六十六条第一項中「が出資一口の金額の減少」とあるのは「（第一百一条第二項に規定する出資連合会をいう。以下同じ。）が吸収分割（第八十八条の二第一項に規定する吸収分割をいう。以下同じ。）と、「出資一口の金額の減少」とあるのは「、吸収分割」と、同条第二項第一号中「出資一口の金額の減少の内容」とあるのは「吸収分割をする旨」と、同条第三項中「催告」とあるのは「催告（不法行為によつて生じた債務の債権者に対するものを除く。）」と、第六十七条第一項及び第二項ただし書中「出資一口の金額の減少」とあるのは「吸収分割」と、第八十四条の三第一項中「第八十四条第一項の合併契約」とあるのは「吸収分割契約」と、同項第一号中「合併に</u></p>	<p>（準用規定等）</p> <p>第八十八条の五 第六十五条の二、第六十六条、第六十七条第一項及び第二項、第八十四条の三（第一項第三号を除く。）、第八十四条の四、第八十六条並びに第八十七条の二並びに<u>民法第三百九十八条の十の規定は、吸収分割について準用する。この場合において、第六十六条及び第六十七条第二項中「出資組合」とあるのは「出資組合又は出資連合会」と、第六十六条第一項中「が出資一口の金額の減少」とあるのは「（第一百一条第二項に規定する出資連合会をいう。以下同じ。）が吸収分割（第八十八条の二第一項に規定する吸収分割をいう。以下同じ。）と、「出資一口の金額の減少」とあるのは「、吸収分割」と、同条第二項第一号中「出資一口の金額の減少の内容」とあるのは「吸収分割をする旨」と、同条第三項中「催告」とあるのは「催告（不法行為によつて生じた債務の債権者に対するものを除く。）」と、第六十七条第一項及び第二項ただし書中「出資一口の金額の減少」とあるのは「吸収分割」と、第八十四条の三第一項中「第八十四条第一項の合併契約」とあるのは「吸収分割契約」と、同項第一号中「合併によつて消滅する組合</u></p>

よつて消滅する組合」とあるのは「吸収分割組合（第八十八条の二第一項に規定する吸収分割組合をいう。以下同じ。）」と、「まで」とあるのは「後六月を経過する日まで」と、同号イ中「第八十四条第一項の総会の日」とあるのは「第八十八条の二第二項の総会の日（第八十八条の四第一項の規定により総会の決議を経ないで吸収分割を行う場合にあつては、理事会の決議の日）」と、同号ロ中「第八十四条第四項」とあるのは「第八十八条の五第一項」と、同項第二号中「合併後存続する組合」とあるのは「吸収分割承継組合等（第八十八条の二第一項に規定する吸収分割承継組合等をいう。以下同じ。）」と、同号イ中「第八十四条第一項」とあるのは「第八十八条の二第二項」と、「前条第一項」とあるのは「第八十八条の四第二項」と、同条第二項中「組合員」とあるのは「組合員又は所屬員（第一百一条第一項第一号に規定する所屬員をいう。以下同じ。）」と、同条第三項中「組合員」とあるのは「組合員又は所屬員」と、第八十四条の四第一項中「合併によつて消滅する組合」とあるのは「吸収分割組合」と、「できる」とあるのは「できる」。ただし、第八十八条の四第一項の規定により総会の決議を経ないで吸収分割を行う場合（同条第五項の通知があつた場合を除く。）は、この限りでない」と、同条第二項中「合併後存続する組合」とあるのは「吸収分割承継組合等」と、「組合員」とあるのは「組合員又は所屬員」と、同項ただし書中「第八十

る吸収分割組合をいう。以下同じ。）」と、「まで」とあるのは「後六月を経過する日まで」と、同号イ中「第八十四条第一項の総会の日」とあるのは「第八十八条の二第二項の総会の日（第八十八条の四第一項の規定により総会の決議を経ないで吸収分割を行う場合にあつては、理事会の決議の日）」と、同号ロ中「第八十四条第四項」とあるのは「第八十八条の五第一項」と、同項第二号中「合併後存続する組合」とあるのは「吸収分割承継組合等（第八十八条の二第一項に規定する吸収分割承継組合等をいう。以下同じ。）」と、同号イ中「第八十四条第一項」とあるのは「第八十八条の二第二項」と、「前条第一項」とあるのは「第八十八条の四第二項」と、同条第二項中「組合員」とあるのは「組合員又は所屬員（第一百一条第一項第一号に規定する所屬員をいう。以下同じ。）」と、同条第三項中「組合員」とあるのは「組合員又は所屬員」と、第八十四条の四第一項中「合併によつて消滅する組合」とあるのは「吸収分割組合」と、「できる」とあるのは「できる。ただし、第八十八条の四第一項の規定により総会の決議を経ないで吸収分割を行う場合（同条第五項の通知があつた場合を除く。）は、この限りでない」と、同条第二項中「合併後存続する組合」とあるのは「吸収分割承継組合等」と、「組合員」とあるのは「組合員又は所屬員」と、同項ただし書中「第八十四条の二第一項」とあるのは「第八十八条の四第二項」と、「同条第四項」とある

四條の二第一項」とあるのは「第八十八條の四第二項」と、「同條第四項」とあるのは「同條第六項」と、第八十六條中「合併後存続する組合又は合併によつて成立する組合」とあるのは「吸収分割承継組合等」と、第八十七條の二第一項中「合併後存続する組合又は合併によつて成立した組合の理事は」とあるのは「吸収分割組合の理事は、吸収分割承継組合等の理事と共同して」と、「これらの組合が承継した合併によつて消滅した組合」とあるのは「吸収分割承継組合等が承継した吸収分割組合」と、同條第三項及び第四項中「組合員及び組合の債権者」とあるのは「吸収分割組合又は吸収分割承継組合等の組合員、所屬員及び債権者その他の利害關係人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 (略)

(準用規定)

第八十八條の七 第六十六條、第六十七條第一項及び第二項、第八十四條の三(第一項第三号を除く。)、第八十四條の四、第八十六條並びに第八十七條の二、民法第三百九十八條の十並びに事業性融資の推進等に関する法律第二十六條第一項の規定は、吸収分割について準用する。この場合において、第六十六條第一項中「出資一口の金額の減少を」とあるのは「吸収分割(第八十八條の四第一項に規定する吸収分割をいう。以下同じ。)を

のは「同條第六項」と、第八十六條中「合併後存続する組合又は合併によつて成立する組合」とあるのは「吸収分割承継組合等」と、第八十七條の二第一項中「合併後存続する組合又は合併によつて成立した組合の理事は」とあるのは「吸収分割組合の理事は、吸収分割承継組合等の理事と共同して」と、「これらの組合が承継した合併によつて消滅した組合」とあるのは「吸収分割承継組合等が承継した吸収分割組合」と、同條第三項及び第四項中「組合員及び組合の債権者」とあるのは「吸収分割組合又は吸収分割承継組合等の組合員、所屬員及び債権者その他の利害關係人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 (略)

(準用規定)

第八十八條の七 第六十六條、第六十七條第一項及び第二項、第八十四條の三(第一項第三号を除く。)、第八十四條の四、第八十六條並びに第八十七條の二並びに民法第三百九十八條の十の規定は、吸収分割について準用する。この場合において、第六十六條第一項中「出資一口の金額の減少を」とあるのは「吸収分割(第八十八條の四第一項に規定する吸収分割をいう。以下同じ。)を」と、「出資一口の金額の減少」とあるのは、「吸

「と、」出資一口の金額の減少」とあるのは「吸収分割」と、同条第二項第一号中「出資一口の金額の減少の内容」とあるのは「吸収分割をする旨」と、同条第三項中「催告」とあるのは「催告（不法行為によつて生じた債務の債権者に対するものを除く。）」と、第六十七条第一項及び第二項ただし書中「出資一口の金額の減少」とあるのは「吸収分割」と、第八十四条の三第一項中「第八十四条第一項の合併契約」とあるのは「吸収分割契約」と、同項第一号中「合併によつて消滅する組合」とあるのは「吸収分割連合会（第八十条の四第一項に規定する吸収分割連合会をいう。以下同じ。）」と、「まで」とあるのは「後六月を経過する日まで」と、同号イ中「第八十四条第一項の総会の日」とあるのは「第八十条の四第二項の総会の日（第八十条の六第一項の規定により総会の決議を経ないで吸収分割を行う場合にあつては、理事会の決議の日）」と、同号ロ中「第八十四条第四項」とあるのは「第八十条の七」と、同項第二号中「合併後存続する組合」とあるのは「吸収分割承継連合会（第八十条の四第一項に規定する吸収分割承継連合会をいう。以下同じ。）」と、同号イ中「第八十四条第一項」とあるのは「第八十条の四第二項」と、「前条第一項」とあるのは「第八十条の六第二項」と、同条第二項中「組合員」とあるのは「所屬員（第一百一条第一項第一号に規定する所屬員をいう。以下同じ。）」と、同条第三項中「組合員」とあるのは「所屬員

吸収分割」と、同条第二項第一号中「出資一口の金額の減少の内容」とあるのは「吸収分割をする旨」と、同条第三項中「催告」とあるのは「催告（不法行為によつて生じた債務の債権者に対するものを除く。）」と、第六十七条第一項及び第二項ただし書中「出資一口の金額の減少」とあるのは「吸収分割」と、第八十四条の三第一項中「第八十四条第一項の合併契約」とあるのは「吸収分割契約」と、同項第一号中「合併によつて消滅する組合」とあるのは「吸収分割連合会（第八十条の四第一項に規定する吸収分割連合会をいう。以下同じ。）」と、「まで」とあるのは「後六月を経過する日まで」と、同号イ中「第八十四条第一項の総会の日」とあるのは「第八十条の四第二項の総会の日（第八十条の六第一項の規定により総会の決議を経ないで吸収分割を行う場合にあつては、理事会の決議の日）」と、同号ロ中「第八十四条第四項」とあるのは「第八十条の七」と、同項第二号中「合併後存続する組合」とあるのは「吸収分割承継連合会（第八十条の四第一項に規定する吸収分割承継連合会をいう。以下同じ。）」と、同号イ中「第八十四条第一項」とあるのは「第八十条の四第二項」と、「前条第一項」とあるのは「第八十条の六第二項」と、同条第二項中「組合員」とあるのは「所屬員（第一百一条第一項第一号に規定する所屬員をいう。以下同じ。）」と、同条第三項中「組合員」とあるのは「所屬員」と、第八十四条の四第一項中「合併によつて消滅す

「と、第八十四条の四第一項中「合併によつて消滅する組合」とあるのは「吸収分割連合会」と、「組合員」とあるのは「所  
属員」と、「できる」とあるのは「できる。ただし、第八八条  
の六第一項の規定により総会の決議を経ないで吸収分割を行う  
場合（同条第五項の通知があつた場合を除く。）は、この限り  
でない」と、同条第二項中「合併後存続する組合」とあるのは  
「吸収分割承継連合会」と、「組合員」とあるのは「所属員」  
と、同項ただし書中「第八十四条の二第一項」とあるのは「第  
百八条の六第二項」と、「同条第四項」とあるのは「同条第六  
項」と、第八十六条中「合併後存続する組合又は合併によつて  
成立する組合」とあるのは「吸収分割承継連合会」と、第八  
七条の二第一項中「合併後存続する組合又は合併によつて成  
立した組合の理事は」とあるのは「吸収分割連合会の理事は、吸  
収分割承継連合会の理事と共同して」と、「これらの組合が承  
継した合併によつて消滅した組合」とあるのは「吸収分割承継  
連合会が承継した吸収分割連合会」と、同条第三項及び第四項  
中「組合員及び組合の債権者」とあるのは「吸収分割連合会又  
は吸収分割承継連合会の所属員及び債権者その他の利害関係人  
」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令  
で定める。

（準用規定）

る組合」とあるのは「吸収分割連合会」と、「組合員」とある  
のは「所属員」と、「できる」とあるのは「できる。ただし、  
第八八条の六第一項の規定により総会の決議を経ないで吸収分  
割を行う場合（同条第五項の通知があつた場合を除く。）は、  
この限りでない」と、同条第二項中「合併後存続する組合」と  
あるのは「吸収分割承継連合会」と、「組合員」とあるのは「  
所属員」と、同項ただし書中「第八十四条の二第一項」とある  
のは「第八八条の六第二項」と、「同条第四項」とあるのは「  
同条第六項」と、第八十六条中「合併後存続する組合又は合併  
によつて成立する組合」とあるのは「吸収分割承継連合会」と  
、第八十七条の二第一項中「合併後存続する組合又は合併によ  
つて成立した組合の理事は」とあるのは「吸収分割連合会の理  
事は、吸収分割承継連合会の理事と共同して」と、「これらの  
組合が承継した合併によつて消滅した組合」とあるのは「吸収  
分割承継連合会が承継した吸収分割連合会」と、同条第三項及  
び第四項中「組合員及び組合の債権者」とあるのは「吸収分割  
連合会又は吸収分割承継連合会の所属員及び債権者その他の利  
害関係人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替え  
は、政令で定める。

（準用規定）

第百八条の十五 第六十五条の二、第六十六条、第六十七条第一項及び第二項、第八十四条の三（第一項第一号を除く。）、第八十四条の四第二項、第八十五条、第八十六条並びに第八十七条の二、民法第三百九十八条の十並びに事業性融資の推進等に関する法律第二十六条第一項の規定は、新設分割について準用する。この場合において、第六十六条第一項中「出資一口の金額の減少を」とあるのは「新設分割（第百八条の十二第一項に規定する新設分割をいう。以下同じ。）を」と、「出資一口の金額の減少」とあるのは「新設分割」と、同条第二項第一号中「出資一口の金額の減少の内容」とあるのは「新設分割をする旨」と、同条第三項中「催告」とあるのは「催告（不法行為によつて生じた債務の債権者に対するものを除く。）」と、第六十七条第一項及び第二項ただし書中「出資一口の金額の減少」とあるのは「新設分割」と、第八十四条の三第一項中「第八十四条第一項の合併契約」とあるのは「新設分割計画」と、同項第二号中「合併後存続する組合」とあるのは「新設分割組合等（第百八条の十二第一項に規定する新設分割組合等をいう。以下同じ。）」と、同号イ中「第八十四条第一項」とあるのは「第百八条の十二第二項」と、「前条第一項」とあるのは「第百八条の十四第一項」と、同号ロ中「前号ロに掲げる日」とあるのは「第百八条の十五において準用する第六十六条第二項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれ

第百八条の十五 第六十五条の二、第六十六条、第六十七条第一項及び第二項、第八十四条の三（第一項第一号を除く。）、第八十四条の四第二項、第八十五条、第八十六条並びに第八十七条の二並びに民法第三百九十八条の十の規定は、新設分割について準用する。この場合において、第六十六条第一項中「出資一口の金額の減少を」とあるのは「新設分割（第百八条の十二第一項に規定する新設分割をいう。以下同じ。）を」と、「出資一口の金額の減少」とあるのは「新設分割」と、同条第二項第一号中「出資一口の金額の減少の内容」とあるのは「新設分割をする旨」と、同条第三項中「催告」とあるのは「催告（不法行為によつて生じた債務の債権者に対するものを除く。）」と、第六十七条第一項及び第二項ただし書中「出資一口の金額の減少」とあるのは「新設分割」と、第八十四条の三第一項中「第八十四条第一項の合併契約」とあるのは「新設分割計画」と、同項第二号中「合併後存続する組合」とあるのは「新設分割組合等（第百八条の十二第一項に規定する新設分割組合等をいう。以下同じ。）」と、同号イ中「第八十四条第一項」とあるのは「第百八条の十二第二項」と、「前条第一項」とあるのは「第百八条の十四第一項」と、同号ロ中「前号ロに掲げる日」とあるのは「第百八条の十五において準用する第六十六条第二項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日」と、同項第三号中「合併によつて成立する

か早い日」と、同項第三号中「合併によつて成立する組合」とあるのは「新設分割設立連合会（第八八条の十三第一項第一号に規定する新設分割設立連合会をいう。以下同じ。）」と、同条第二項中「組合員」とあるのは「組合員又は所屬員（第一百一条第一号に規定する所屬員をいう。以下同じ。）」と、同条第三項中「組合員」とあるのは「組合員又は所屬員」と、第八十四条の四第二項中「合併後存続する組合」とあるのは「新設分割組合等」と、「組合員」とあるのは「組合員又は所屬員」と、同項ただし書中「第八十四条の二第一項」とあるのは「第八八条の十四第一項」と、第八十五条第一項中「組合員（准組合員を除く。）」とあるのは「出資組合にあつては組合員（准組合員を除く。）」と、第一百一条第二項に規定する出資連合会にあつては会員である組合又は連合会の役員」と、同条第三項中「第四十四条第九項本文、第十項及び第十一項」とあるのは「第四十四条第十項及び第十一項並びに第一百五条本文」と、第八十六条中「合併後存続する組合又は合併によつて成立する組合」とあるのは「新設分割設立連合会」と、第八十七条の二第二項中「合併後存続する組合又は合併によつて成立した組合の理事は」とあるのは「新設分割組合等の理事は、新設分割設立連合会の理事と共同して」と、「これらの組合が承継した合併によつて消滅した組合」とあるのは「新設分割設立連合会が承継した新設分割組合等」と、同条第三項及び第四項中「組合員

組合」とあるのは「新設分割設立連合会（第八八条の十三第一項第一号に規定する新設分割設立連合会をいう。以下同じ。）」と、同条第二項中「組合員」とあるのは「組合員又は所屬員（第一百一条第一号に規定する所屬員をいう。以下同じ。）」と、同条第三項中「組合員」とあるのは「組合員又は所屬員」と、第八十四条の四第二項中「合併後存続する組合」とあるのは「新設分割組合等」と、「組合員」とあるのは「組合員又は所屬員」と、同項ただし書中「第八十四条の二第一項」とあるのは「第八八条の十四第一項」と、第八十五条第一項中「組合員（准組合員を除く。）」とあるのは「出資組合にあつては組合員（准組合員を除く。）」と、第一百一条第二項に規定する出資連合会にあつては会員である組合又は連合会の役員」と、同条第三項中「第四十四条第九項本文、第十項及び第十一項」とあるのは「第四十四条第十項及び第十一項並びに第一百五条本文」と、第八十六条中「合併後存続する組合又は合併によつて成立する組合」とあるのは「新設分割設立連合会」と、第八十七条の二第二項中「合併後存続する組合又は合併によつて成立した組合の理事は」とあるのは「新設分割組合等の理事は、新設分割設立連合会の理事と共同して」と、「これらの組合が承継した合併によつて消滅した組合」とあるのは「新設分割設立連合会が承継した新設分割組合等」と、同条第三項及び第四項中「組合員及び組合の債権者」とあるのは「新設分割組合等又は

及び組合の債権者」とあるのは「新設分割組合等又は新設分割設立連合会の組合員、所属員及び債権者その他の利害関係人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

新設分割設立連合会の組合員、所属員及び債権者その他の利害関係人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

○ 一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成十年法律第三百二十七号）（附則第四十二条関係）  
 （傍線部分は改正部分）

改正案		現行												
2 (略)	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>第一欄</td> <td>第二欄</td> <td>第三欄</td> <td>第四欄</td> </tr> <tr> <td>事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第 号）</td> <td>第二百二十八条</td> <td>たばこ税</td> <td>たばこ税、たばこ特別税</td> </tr> </table>	(略)	(略)	(略)	(略)	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第 号）	第二百二十八条	たばこ税	たばこ税、たばこ特別税	<p>（たばこ特別税に係るたばこ税法の適用の特例等）</p> <p>第二十条 たばこ特別税に係る次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。</p>
(略)	(略)	(略)	(略)											
第一欄	第二欄	第三欄	第四欄											
事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第 号）	第二百二十八条	たばこ税	たばこ税、たばこ特別税											
2 (略)	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">(新設)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>第一欄</td> <td>第二欄</td> <td>第三欄</td> <td>第四欄</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	(新設)	(略)	(略)	(略)	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄					<p>（たばこ特別税に係るたばこ税法の適用の特例等）</p> <p>第二十条 たばこ特別税に係る次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。</p>
(新設)	(略)	(略)	(略)											
第一欄	第二欄	第三欄	第四欄											

改正案	現行
<p>（登録の拒否）</p> <p>第十五条 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはこれに添付すべき書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一 次のいずれかに該当する者</p> <p>イ〜ヲ（略）</p> <p>ワ この法律、担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）、農業協同組合法、金融商品取引法、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）、信用金庫法、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）、長期信用銀行法、労働金庫法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）、割賦販売法（昭和三十六年法律第五十九号）、銀行法、貸金業法、預託等取引に関する法律（昭和六十一年</p>	<p>（登録の拒否）</p> <p>第十五条 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはこれに添付すべき書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一 次のいずれかに該当する者</p> <p>イ〜ヲ（略）</p> <p>ワ この法律、担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）、農業協同組合法、金融商品取引法、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）、信用金庫法、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）、長期信用銀行法、労働金庫法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）、割賦販売法（昭和三十六年法律第五十九号）、銀行法、貸金業法、預託等取引に関する法律（昭和六十一年</p>

法律第六十二号)、商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成三年法律第六十六号)、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)(第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項を除く。)、不動産特定共同事業法、保険業法、資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号)、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律(平成十一年法律第三十二号)、農林中央金庫法、信託業法若しくは事業性融資の推進等に関する法律(令和六年法律第 号)その他政令で定める法律若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、貸付けの契約(貸金業法第二条第三項に規定する貸付けの契約をいう。)の締結若しくは当該契約に基づく債権の取立てに当たり物価統制令(昭和二十一年勅令第百十八号)第十二条の規定に違反し、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)若しくは暴行行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

カㄱソ (略)

二ㄱ七 (略)

法律第六十二号)、商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成三年法律第六十六号)、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)(第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項を除く。)、不動産特定共同事業法、保険業法、資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号)、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律(平成十一年法律第三十二号)、農林中央金庫法若しくは信託業法その他政令で定める法律若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、貸付けの契約(貸金業法第二条第三項に規定する貸付けの契約をいう。)の締結若しくは当該契約に基づく債権の取立てに当たり物価統制令(昭和二十一年勅令第百十八号)第十二条の規定に違反し、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)若しくは暴行行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

カㄱソ (略)

二ㄱ七 (略)

○ 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）（附則第四十四条関係）  
（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（存続組合に係る費用の負担）</p> <p style="text-align: center;">第五十七条（略）</p> <p style="text-align: center;">2・3（略）</p> <p>4 厚生年金保険法第八十五条（第一号ニ及びホ、第三号並びに第四号を除く。）、第八十六条、第八十七条（第六項を除く。）、第八十八条、第八十九条及び附則第十七条の十四の規定は、第一項に規定する特例業務負担金について準用する。この場合において、同法第八十六条第一項、第二項、第五項及び第六項並びに第八十七条第一項中「厚生労働大臣」とあるのは「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第二十五条第三項に規定する存続組合」と、同法附則第十七条の十四中「第八十七条第一項（同条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定に</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（存続組合に係る費用の負担）</p> <p style="text-align: center;">第五十七条（略）</p> <p style="text-align: center;">2・3（略）</p> <p>4 厚生年金保険法第八十五条（第一号ニ、第三号及び第四号を除く。）、第八十六条、第八十七条（第六項を除く。）、第八十八条、第八十九条及び附則第十七条の十四の規定は、第一項に規定する特例業務負担金について準用する。この場合において、同法第八十六条第一項、第二項、第五項及び第六項並びに第八十七条第一項中「厚生労働大臣」とあるのは「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第二十五条第三項に規定する存続組合」と、同法附則第十七条の十四中「第八十七条第一項（同条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正</p>

よる改正前の第四百四十一条第一項において準用する平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第八十七条第一項（同条第六項の規定により読み替えて適用する場合（平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第三百三十六条において準用する平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十条の二の規定による徴収金について適用する場合に限る。）を含む。）とあるのは「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第五十七条第四項において準用する第八十七条第一項」と、「これら」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

5・6 (略)

前の第四百四十一条第一項において準用する平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第八十七条第一項（同条第六項の規定により読み替えて適用する場合（平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第三百三十六条において準用する平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十条の二の規定による徴収金について適用する場合に限る。）を含む。）とあるのは「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第五十七条第四項において準用する第八十七条第一項」と、「これら」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

5・6 (略)

改正案	現行
<p>（免許の基準）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2 内閣総理大臣は、申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は前条第一項の申請書若しくは同条第二項各号に掲げる添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、免許を与えてはならない。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 第十条第一項の規定により第七条第三項の登録の更新を拒否され、第四十四条第一項の規定により第三条の免許を取り消され、第四十五条第一項の規定により第七条第一項の登録、第五十条の二第一項の登録若しくは第五十二条第一項の登録を取り消され、第五十条の二第六項の規定により同条第二項において準用する第七条第三項の登録の更新を拒否され、第八十二条第一項の規定により第六十七条第一項の登録を取り消され、担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第十二条の規定により同法第三条の免許を取り消され、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第十条の規定により同法第一条第一項の認可を取り消され、若しくは事業性融資の推進等に関する法律（令和</p>	<p>（免許の基準）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2 内閣総理大臣は、申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は前条第一項の申請書若しくは同条第二項各号に掲げる添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、免許を与えてはならない。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 第十条第一項の規定により第七条第三項の登録の更新を拒否され、第四十四条第一項の規定により第三条の免許を取り消され、第四十五条第一項の規定により第七条第一項の登録、第五十条の二第一項の登録若しくは第五十二条第一項の登録を取り消され、第五十条の二第六項の規定により同条第二項において準用する第七条第三項の登録の更新を拒否され、第八十二条第一項の規定により第六十七条第一項の登録を取り消され、担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第十二条の規定により同法第三条の免許を取り消され、若しくは金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第十条の規定により同法第一条第一項の認可を取り消され、又はこの法律、担保付社債信託法若しく</p>

六年法律第 号) 第四十七条の規定により同法第三十二条の免許を取り消され、又はこの法律、担保付社債信託法、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律若しくは事業性融資の推進等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の免許、登録若しくは認可(当該免許、登録又は認可に類する許可その他の行政処分を含む。以下この号、第八号ニ及び第十号イにおいて同じ。)  
(を取り消され、若しくは当該免許、登録若しくは認可の更新を拒否され、その取消しの日(更新の拒否の場合にあっては、当該更新の拒否の処分がなされた日。第八号ニ、ホ及びへ並びに第十号イにおいて同じ。))から五年を経過しない株式会社

六 この法律、信託法、担保付社債信託法、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)、商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成三年法律第六十六号)、資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五十号)、著作権等管理事業法(平成十二年法律第三十一号)若しくは事業性融資の推進等に関する法律その他政令で定める法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けるこ

は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の免許、登録若しくは認可(当該免許、登録又は認可に類する許可その他の行政処分を含む。以下この号、第八号ニ及び第十号イにおいて同じ。)  
(を取り消され、若しくは当該免許、登録若しくは認可の更新を拒否され、その取消しの日(更新の拒否の場合にあっては、当該更新の拒否の処分がなされた日。第八号ニ、ホ及びへ並びに第十号イにおいて同じ。))から五年を経過しない株式会社

六 この法律、信託法、担保付社債信託法、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)、商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成三年法律第六十六号)、資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五十号)若しくは著作権等管理事業法(平成十二年法律第三十一号)その他政令で定める法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過し

とがなくなった日から五年を経過しない株式会社

七 (略)

八 取締役若しくは執行役（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、会社に対し取締役又は執行役と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第四十四条第二項、第四十五条第二項及び第五十条の二第六項第八号において同じ。）、会計参与又は監査役のうちに次のいずれかに該当する者のある株式会社

イ〜ハ (略)

ニ 第十条第一項の規定により第七条第三項の登録の更新を拒否され、第四十四条第一項の規定により第三条の免許を取り消され、第四十五条第一項の規定により第七条第一項の登録、第五十条の二第一項の登録若しくは第五十二条第一項の登録を取り消され、第五十条の二第六項の規定により同条第二項において準用する第七条第三項の登録の更新を拒否され、第五十四条第六項の規定により同条第二項において準用する第七条第三項の登録の更新を拒否され、第五十九条第一項の規定により第五十三条第一項の免許を取り消され、第六十条第一項の規定により第五十四条第一項の登録を取り消され、若しくは第八十二条第一項の規定により第六十七条第一項の登録を取り消された場合、担保付社債信託法第十二条の規定により同法第三条の免許を取り

ない株式会社

七 (略)

八 取締役若しくは執行役（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、会社に対し取締役又は執行役と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第四十四条第二項、第四十五条第二項及び第五十条の二第六項第八号において同じ。）、会計参与又は監査役のうちに次のいずれかに該当する者のある株式会社

イ〜ハ (略)

ニ 第十条第一項の規定により第七条第三項の登録の更新を拒否され、第四十四条第一項の規定により第三条の免許を取り消され、第四十五条第一項の規定により第七条第一項の登録、第五十条の二第一項の登録若しくは第五十二条第一項の登録を取り消され、第五十条の二第六項の規定により同条第二項において準用する第七条第三項の登録の更新を拒否され、第五十四条第六項の規定により同条第二項において準用する第七条第三項の登録の更新を拒否され、第五十九条第一項の規定により第五十三条第一項の免許を取り消され、第六十条第一項の規定により第五十四条第一項の登録を取り消され、若しくは第八十二条第一項の規定により第六十七条第一項の登録を取り消された場合、担保付社債信託法第十二条の規定により同法第三条の免許を取り

消された場合、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第十条の規定により同法第一条第一項の認可を取り消された場合、若しくは事業性融資の推進等に関する法律第四十条の規定により同法第三十二条の免許を取り消された場合又はこの法律、担保付社債信託法、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律若しくは事業性融資の推進等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の免許、登録若しくは認可を取り消された場合、若しくは当該免許、登録若しくは認可の更新を拒否された場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の取締役若しくは執行役、会計参与若しくはこれらに準ずる者又は国内における代表者（第五十三条第二項に規定する国内における代表者をいう。）であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

ホクチ（略）

九（略）

十 法人である主要株主のうちに次のいずれかに該当する者のある株式会社

イ 第十条第一項の規定により第七条第三項の登録の更新を拒否され、第四十四条第一項の規定により第三条の免許を取り消され、第四十五条第一項の規定により第七条第一項、第五十条の二第一項若しくは第五十二条第一項の登録を

消された場合、若しくは金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第十条の規定により同法第一条第一項の認可を取り消された場合又はこの法律、担保付社債信託法若しくは金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の免許、登録若しくは認可を取り消された場合、若しくは当該免許、登録若しくは認可の更新を拒否された場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の取締役若しくは執行役、会計参与若しくはこれらに準ずる者又は国内における代表者（第五十三条第二項に規定する国内における代表者をいう。）であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

ホクチ（略）

九（略）

十 法人である主要株主のうちに次のいずれかに該当する者のある株式会社

イ 第十条第一項の規定により第七条第三項の登録の更新を拒否され、第四十四条第一項の規定により第三条の免許を取り消され、第四十五条第一項の規定により第七条第一項、第五十条の二第一項若しくは第五十二条第一項の登録を

取り消され、第五十条の二第六項の規定により同条第二項において準用する第七条第三項の登録の更新を拒否され、第五十四条第六項の規定により同条第二項において準用する第七条第三項の登録の更新を拒否され、第五十九条第一項の規定により第五十三条第一項の免許を取り消され、第六十条第一項の規定により第五十四条第一項の登録を取り消され、第八十二条第一項の規定により第六十七条第一項の登録を取り消され、担保付社債信託法第十二条の規定により同法第三条の免許を取り消され、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第十条の規定により同法第一条第一項の認可を取り消され、若しくは事業性融資の推進等に関する法律第四十七条の規定により同法第三十二条の免許を取り消され、又はこの法律、担保付社債信託法、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律若しくは事業性融資の推進等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の免許、登録若しくは認可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者

ロ・ハ (略)

3～8 (略)

(商号)

第十四条 (略)

取り消され、第五十条の二第六項の規定により同条第二項において準用する第七条第三項の登録の更新を拒否され、第五十四条第六項の規定により同条第二項において準用する第七条第三項の登録の更新を拒否され、第五十九条第一項の規定により第五十三条第一項の免許を取り消され、第六十条第一項の規定により第五十四条第一項の登録を取り消され、第八十二条第一項の規定により第六十七条第一項の登録を取り消され、担保付社債信託法第十二条の規定により同法第三条の免許を取り消され、若しくは金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第十条の規定により同法第一条第一項の認可を取り消され、又はこの法律、担保付社債信託法若しくは金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の免許、登録若しくは認可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者

ロ・ハ (略)

3～8 (略)

(商号)

第十四条 (略)

2 信託会社でない者は、その名称又は商号のうちに信託会社であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。ただし、担保付社債信託法第三条若しくは事業性融資の推進等に関する法律第三十二条の免許又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた者については、この限りでない。

(免許)

第五十三条 (略)

25 (略)

6 内閣総理大臣は、申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第二項の申請書若しくは第三項各号に掲げる添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、免許を与えてはならない。

一四 (略)

五 次条第六項の規定により同条第二項において準用する第七条第三項の登録の更新を拒否され、第五十九条第一項の規定により第一項の免許を取り消され、第六十条第一項の規定により次条第一項の登録を取り消され、第八十二条第一項の規定により第六十七条第一項の登録を取り消され、担保付社債信託法第十二条の規定により同法第三条の免許を取り消され、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第十条の規定に

2 信託会社でない者は、その名称又は商号のうちに信託会社であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。ただし、担保付社債信託法第三条の免許又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた者については、この限りでない。

(免許)

第五十三条 (略)

25 (略)

6 内閣総理大臣は、申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第二項の申請書若しくは第三項各号に掲げる添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、免許を与えてはならない。

一四 (略)

五 次条第六項の規定により同条第二項において準用する第七条第三項の登録の更新を拒否され、第五十九条第一項の規定により第一項の免許を取り消され、第六十条第一項の規定により次条第一項の登録を取り消され、第八十二条第一項の規定により第六十七条第一項の登録を取り消され、担保付社債信託法第十二条の規定により同法第三条の免許を取り消され、若しくは金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第十条

より同法第一条第一項の認可を取り消され、若しくは事業性融資の推進等に関する法律第四十七条の規定により同法第三十二条の免許を取り消され、又はその本店の所在する国において受けている同種類の免許、登録若しくは認可（当該免許、登録若しくは認可に類する許可その他の行政処分を含む。）をこの法律、担保付社債信託法、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律若しくは事業性融資の推進等に関する法律に相当する当該国の法令の規定により取り消され、若しくは当該免許、登録若しくは認可の更新を拒否され、その取消の日（更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日）から五年を経過しない法人

六〇九（略）  
七〇九（略）

の規定により同法第一条第一項の認可を取り消され、又はその本店の所在する国において受けている同種類の免許、登録若しくは認可（当該免許、登録若しくは認可に類する許可その他の行政処分を含む。）をこの法律、担保付社債信託法若しくは金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に相当する当該国の法令の規定により取り消され、若しくは当該免許、登録若しくは認可の更新を拒否され、その取消の日（更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日）から五年を経過しない法人

六〇九（略）  
七〇九（略）

○ 民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第五十三号）（附則第四十六条関係）  
（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

第八十八条 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第八十八条 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

（略）

（略）

別表第一を次のように改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第三条、第四条関係）

別表第一（第三条、第四条関係）

項	上欄	下欄
一〇一九（略）	破産手続開始の申立て（債権者がするものであつて債務者が法人である場合に限る。）、外国倒産処理手続の承認の申立て、責任制限手続開始の申立て、責任制限手続拡張の申立て、 <u>企業担保権の実行の申立て又は企業価値担保権の実行の申立て</u>	二万三千九百円。ただし、債権者の数が二十を超える場合においては、その超える債権者の数十ごとに千百円を加算した額

項	上欄	下欄
一〇一九（略）	破産手続開始の申立て（債権者がするものであつて債務者が法人である場合に限る。）、外国倒産処理手続の承認の申立て、責任制限手続開始の申立て、責任制限手続拡張の申立て、 <u>企業担保権の実行の申立て</u>	二万三千九百円。ただし、債権者の数が二十を超える場合においては、その超える債権者の数十ごとに千百円を加算した額

二一〇四四 (略)	<p>四五 イハ (略)</p> <p>ニ 参加 (破産法、民事再生法、会社更生法 (平成十四年法律第百五十四号)、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律 (平成八年法律第九十五号)、事業性融資の推進等に関する法律 (令和六年法律第 号)、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律 (昭和五十年法律第九十四号) 及び船舶油濁等損害賠償保障法 (昭和五十年法律第九十五号) の規定による参加並びに七の項、三五の項、三七の項口、三九の項</p>	五百円
-----------	--	-----

二一〇四四 (略)	<p>四五 イハ (略)</p> <p>ニ 参加 (破産法、民事再生法、会社更生法 (平成十四年法律第百五十四号)、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律 (平成八年法律第九十五号)、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律 (昭和五十年法律第九十四号) 及び船舶油濁等損害賠償保障法 (昭和五十年法律第九十五号) の規定による参加並びに七の項、三五の項、三七の項口、三九の項及び四三の項に掲げる参加を除く。) の申出又は申立て</p>	五百円
-----------	--	-----

(略)

(略)	四六〇五二 (略)	
		及び四三の項に掲げる参加を除く。)の申出又は申立て ホクト (略)

(略)

(略)	四六〇五二 (略)	
		ホクト (略)

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 金融庁に置かれる機関</p> <p>第一節 審議会等（第六条―第二十三条）</p> <p>第二節 特別の機関（第二十四条）</p> <p>第四章 雑則（第二十五条・第二十六条）</p> <p>附則</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第四条 金融庁は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 次に掲げる者の検査その他の監督に關すること。</p> <p>イ・キ（略）</p> <p>ノ 信託業（担保付社債に關する信託事業及び企業価値担保權に關する信託業務を含む。）又は信託契約代理業を営む者</p> <p>オ・エ（略）</p> <p>四〓二十四（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 審議会等（第六条―第二十三条）</p> <p>第四章 雑則（第二十四条・第二十五条）</p> <p>附則</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第四条 金融庁は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 次に掲げる者の検査その他の監督に關すること。</p> <p>イ・キ（略）</p> <p>ノ 信託業（担保付社債に關する信託事業を含む。）又は信託契約代理業を営む者</p> <p>オ・エ（略）</p> <p>四〓二十四（略）</p>

二十五 事業性融資（事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第 号）第二条第一項に規定する事業性融資をいう。）の推進に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

二十六～三十一 （略）

2・3 （略）

第三章 金融庁に置かれる機関

第一節 審議会等

（設置）

第六条 （略）

2 （略）

第二節 特別の機関

（事業性融資推進本部）

第二十四条 別に法律の定めるところにより金融庁に置かれる特別の機関は、事業性融資推進本部とする。

2 事業性融資推進本部については、事業性融資の推進等に関する法律（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

（新設）

二十五～三十 （略）

2・3 （略）

第三章 審議会等

（新設）

（設置）

第六条 （略）

2 （略）

（新設）

（新設）

第二十五条・第二十六条  
(略)

第二十四条・第二十五条  
(略)